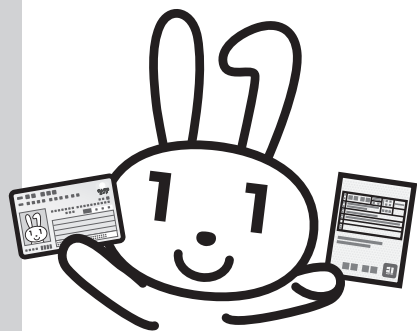




国民健康保険被保険者の皆さまへ 国民健康保険被保険者証の有効期限

現在お手元にある国民健康保険被保険者証の有効期限は一部の方を除き、**令和7年7月31日** までです。

有効期限到来後は

マイナ保険証 または 資格確認書 で医療機関を受診してください。

- マイナ保険証をお持ちの方はそのままマイナ保険証をお使いください。
- マイナ保険証をお持ちでない方には有効期限到来までに申請によらず資格確認書を郵送します。
(7月中旬頃を予定)

マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証による受診が困難な方(高齢者や障がい者など)には、申請により資格確認書を発行します。

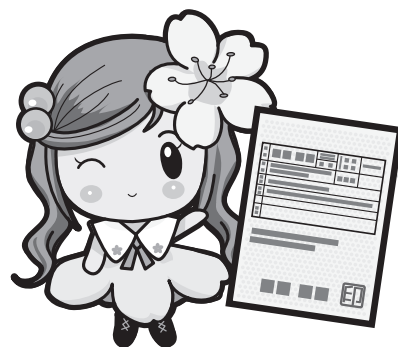
被保険者証の有効期限が到来する前に、マイナンバーカードをお持ちの方は健康保険証の利用登録をしているか、ご確認をお願いします。

登録状況の確認は、スマートフォンなどからマイナポータルへ接続し、ログインして健康保険証の登録状況を確認する方法がありますが、医療機関を受診する際に窓口に設置されているカードリーダーで受付を行えば、登録されていなければそのまま登録の案内がされます。

☎ 長寿福祉課 福祉医療係 ☎ 72-3188(内線167)



長寿福祉課、住民課にある端末からでも確認、登録をすることができますので、お気軽にお声かけください。



後期高齢者医療被保険者の皆さまへ 被保険者証及び資格確認書の有効期限

8月から資格確認書が新しくなります
現在の被保険者証及び資格確認書の有効期限は、**令和7年7月31日** までです。

令和6年12月2日以降、被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

今回は、8月1日から使用できる「資格確認書」(紫色)を、後期高齢者医療制度に加入する皆さまに、マイナ保険証の有無に関わらず郵送します。有効期限は、令和8年7月31日までの1年間となっており、7月下旬までにお届けします。

マイナ保険証での受付が難しい場合は、今回お送りする新しい資格確認書で、8月1日以降もこれまで通りの医療を受けることができます。7月31日までに新しい資格確認書が届かない場合は、長寿福祉課までお問い合わせください。

資格確認書に限度額の適用区分が併記できます。

被保険者証同様、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証についても、新たに発行されなくなり、資格確認書に限度額の適用区分を併記する仕組みとなりました。

令和6年度中に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されていた方、既に限度額の適用区分が併記された資格確認書をお持ちの方へは限度額の適用区分が併記された資格確認書を交付します。

※資格確認書に限度額の適用区分の併記を新たに希望される場合は長寿福祉課への申請が必要です。

☎ 長寿福祉課 福祉医療係 ☎ 72-3188(内線217)
福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 092-651-3111

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行されました

戸籍の氏名にフリガナが記載されます

これまで、戸籍の氏名にフリガナは記載されていませんでしたが、フリガナが記載されることにより、行政サービスのデジタル化が促進されます。



戸籍の氏名にフリガナが記載されるまでの流れ



本籍地の市区町村から、**戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知書**が届きます。

※通知は令和7年6月以降(上毛町が本籍地の方は令和7年8月下旬以降)

■ 通知が届いたら、フリガナに誤りがないか必ず確認してください。

通知されたフリガナが正しい場合

届出は不要です。届出をしなくても、通知のとおり戸籍に記載されます。

通知されたフリガナが誤っている場合

令和8年5月25日までに、必ず届出を行ってください。

令和8年5月26日以降、市区町村長により戸籍の氏名にフリガナが記載されます。

- 令和8年5月25日までに届出がなかった場合、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。
- 市区町村長により記載されたフリガナは、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。



<法務省コールセンター> ☎ 0570-05-0310

- 開設時間 8:30~17:15
土曜、日曜、祝日、年末年始(令和7年12月30日~令和8年1月3日)を除く
- 開設期間 令和8年5月26日まで

☎ 住民課 生活窓口係 ☎ 72-3116(内線144)



法務省ホームページ